資料3

2020年10月28日 研究インテグリティに関する検討会

徳島大学の研究インテグリティに関する取組みと課題

～外国への技術流出防止を中心に～

徳島大学　研究支援・産官学連携センター
副センター長・准教授
井内健介

徳島大学の安全保障輸出管理の体制・流れ

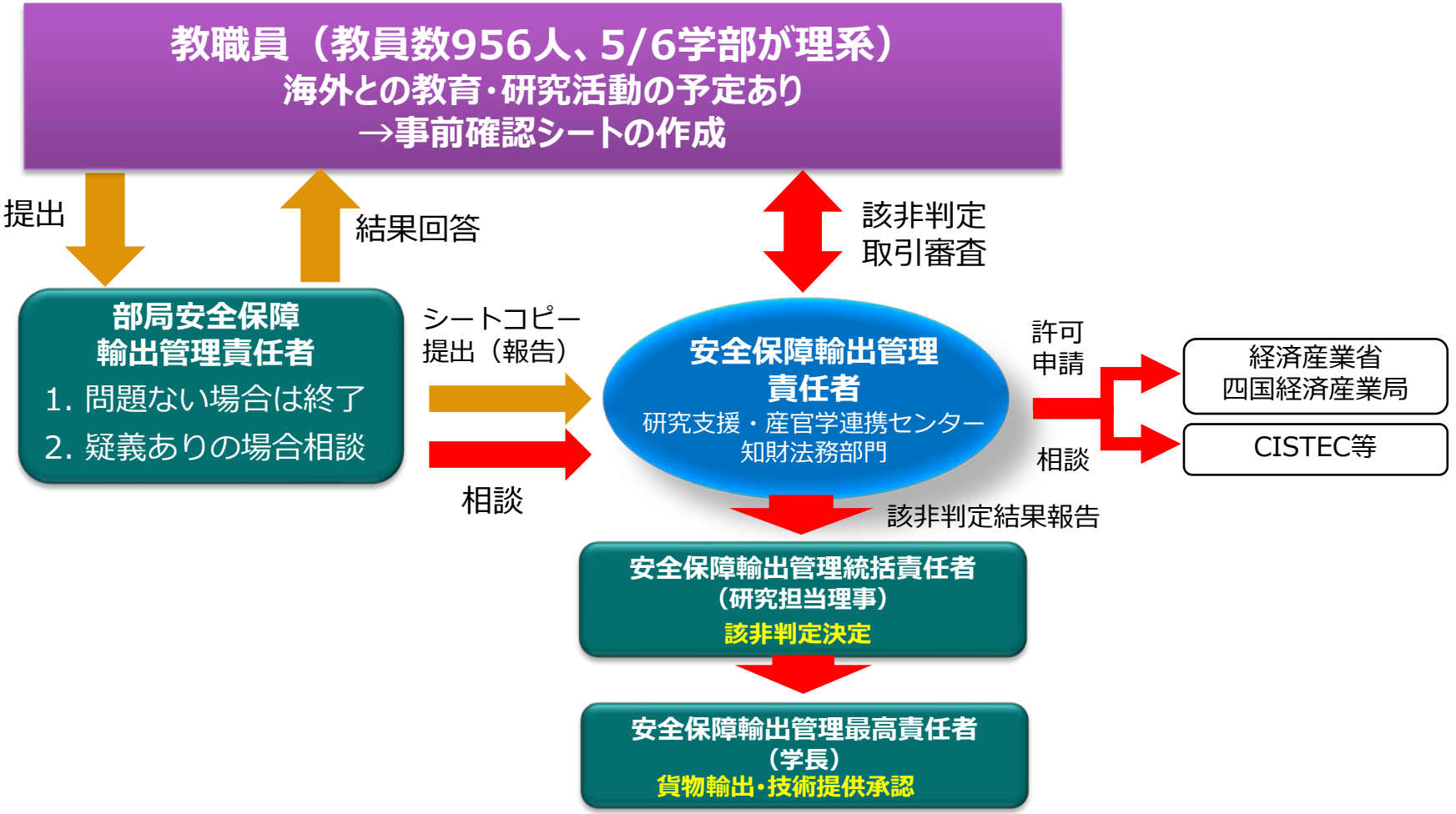

1. 教職員が海外との教育・研究活動を行おうとするときは、事前に事前確認シートを部局責任者に提出
2. 部局責任者の確認により、問題ない場合は「取引可」となり、教職員に結果を回答
3. 疑義がある場合は、研究支援・産官学連携センター輸出管理担当者が教職員にヒアリング、該非判定・取引審査を実施
4. 該非判定及び取引審査の結果は、統括責任者に報告
5. 経済産業大臣の許可を要する場合は最高責任者に承認をもらい、研究支援・産官学連携センターが許可申請を支援

運用上の特徴：5種類の事前確認シート

輸出管理の対象

貨物の輸出（外為法第48条）

「貨物」：製品・部品等、およそ「もの」といえるものは全て含まれる。

「輸出」：日本から外に送り出すこと（形態や理由、価格に無関係）

技術の提供（外為法第25条）

「技術」：特定の種類の貨物の設計、製造又は使用に係る技術情報をいう。

「提供」：特定の外国（特定国）、非居住者に提供する取引等が規制される。

法律上の安全保障輸出管理の対象は、貨物の輸出（外為法第48 条）と技術の提供（外為法第25 条）であるが、貨物の輸出、技術の提供という用語は法律用語であり、大学の研究者が確認の判断を誤ることや、研究者が活動を行う際に、いつ輸出管理のチェックを行えばよいのか、迷うことがある。

◆事前確認シートの様式（5種類）◆

- 留学生受入用
- 外国人研究者等の受入れ用
- 海外機関等との共同研究等
- 外国出張・外国研修用
- 貨物輸出・技術提供用（上記以外で使用）

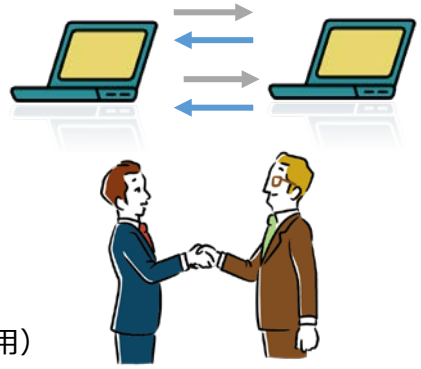

大学での活動に事前確認シート名称を合わせており、事務手続きとリンク。
活動をひとまとまりで申請することが可能。

事前確認シート提出状況

	留学生	研究者	共同研究等	出張・研修	貨物・技術
2015年度	82	103	2	765	16
2016年度	60	48	1	769	9
2017年度	136	85	0	854	10
2018年度	81	88	8(128)	816	16
2019年度	79	93	4(148)	784	31

運用上の特徴

- 一次審査部門である各部局の事務手続きと連動して手続きをしている。

  ・留学生、外国人研究者の受入れ手続き　・共同研究契約

  ・外国出張手続き　・有体物提供契約　・物品の送付手続き

- 外国大学等研究者との研究者間の共同研究は契約を締結しないことが多く、外国出張の申請からも共同研究を把握（かっこ書き件数）
- 教員へのヒアリング件数は年間10件前後

参考：井内 健介，大学における安全保障輸出管理 ~徳島大学の事例を中心に~，CISTEC Journal, Vol.No. 179, 205-216, 2019年.

要確認：中国国防７大学との取引

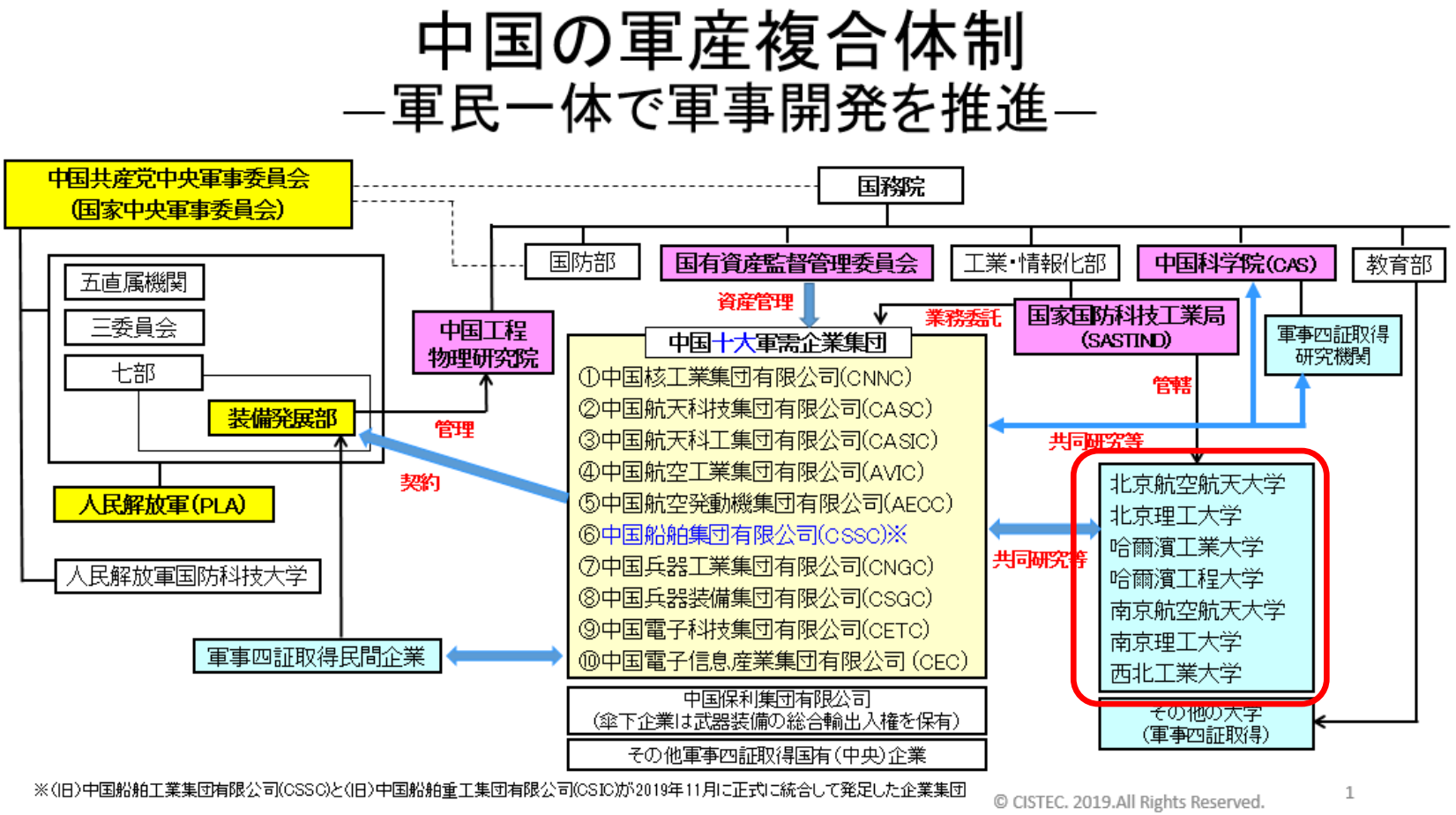

※CISTEC資料よりhttps://www.cistec.or.jp/service/uschina/29-20200902-2.pdf

要確認：中国国防７大学との取引

中国国防大学のC大学について調査したところ、、、

・経済産業省が公表している外国ユーザーリストの掲載機関（懸念区分ミサイル）である。

・米国商務省産業安全保障局（BIS）Entity Listに載っている。

Entity Listには、米政権が「米国の国家安全保障または外交政策上の利益に反する行為をした」と判断した団体や個人が掲載される。掲載機関への米国製品（物品・ソフトウエア・技術）を輸出・再輸出・みなし輸出する場合には、事前許可が必要となるが、当該大学は「原則不許可」の扱いとなる。

・中国軍事四証（装備承制単位、武器装備科研生産許可証、1級保密資格、品質管理認証（GJB9001B、GJB9001A））のすべて取得している。

・卒業生の41.25%が中国防衛部門に就職（2017年）※ASPIレポートより

要確認：米国法令（EAR等）への対応

・Entity listやUnverified list には中国の大学が掲載されている。

・ファーウェイ社（Entity list掲載）に関連して米国法令（EAR等）の法改正が頻繁に行われている。

・法令改正の情報や解釈が日本でキャッチアップしづらい。

・日本の法令とEARの違いの理解。
（みなし輸出　日本：居住性 ↔ 米国：国籍）

・米国原産品目の取扱いがなく、日本では違反にならないケースがあるが、関係構築による長期的取引リスク。

要確認：外国機関への教員の兼業

- 徳島大学では、教員の兼業を許可する際にも、事務からの連絡で輸出管理上のチェックを実施。
- 過去5年間で8件。

要確認：大学発ベンチャーへの投資

- 大学発ベンチャーにおける、機微技術の管理に関しては、安全保障輸出管理と対内直接投資規制の両方が機能していることが重要。
- 外国人投資家から投資を受けることにより、技術流出が起こる場合がある。
- 対内直接投資規制に関する事前届出・事後報告が必要な場合がある。

参考：井内 健介，大学発ベンチャーにおける外国からの投資受入, CISTEC Journal, Vol.No. 184, 190-203, 2019年.

まとめ

- 安全保障輸出管理に関して、外国からの資金提供や兼業手続きがある場合の取引は、学内手続き上の開示によって、事前に審査することが可能。ただし、秘密保持義務がある場合、大学外への開示は難しい。

- 資金提供や兼業手続きがない取引などのインフォーマルな取引に関しては把握することが難しい。

- 大学発ベンチャーを介した、技術流出にも注意が必要。（兼業者に注意喚起はできるが、大学が直接コントロールできない。）